

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 荒川 敏之
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 消防設備保守点検等業務
- 2 履 行 場 所 岐阜県揖斐郡揖斐川町開田448 徳山ダム管理所 外5ヶ所
- 3 履 行 期 間 契約締結の翌日から令和8年3月27日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分の「設備の保守点検・管理」の認定を受けており、かつ、営業品目の「冷暖房(空調)設備、衛生設備(水道施設、消防施設を含む)、冷凍機設備、給排水設備、防火排煙設備」に登録していること。
また、本店、支店又は営業所が岐阜県、愛知県、又は三重県に所在すること。
- 3 見積書等
 - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 FAX又は電子メールで提出してください。(※提出先は、4)のとおりです。)なお、FAX又は電子メールに抱りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
- 3)見積書 令和 7 年 9 月 24 日 12:00 まで
提出期限
- 4)提 出 先 独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所 TEL 0594-42-5012
FAX 0594-42-5020 電子メール nyukei_ibinagasou@water.go.jp
- 5)質 問 書 令和 7 年 9 月 18 日 12:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、翌日17:00までにHPに掲載します。
- 6)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は**令和7年9月25日 12:00 まで**とします。
- 7)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 そ の 他
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

消防設備保守点検等業務 仕様書

第 1 節 適用

本仕様書は、揖斐川・長良川総合管理所が発注する消防設備保守点検等業務（以下「本業務」という）に適用します。

第 2 節 概要

別紙消防設備一覧に示す全ての消防設備について、その機能を正常に維持しかつ円滑な運用を図るため、消防法に規定される機器点検（半年に 1 回）及び総合点検（年に 1 回）を行うものです（年 2 回のうち 1 回の機器点検は総合点検を兼ねることができる。）。

2-1 履行場所

岐阜県揖斐郡揖斐川町開田 4 4 8	徳山ダム管理所 管理所 利水・水位低下用放流設備 常用洪水吐設備 選択取水塔 防災倉庫
岐阜県揖斐郡揖斐川町長良 3 1 9-1	揖斐川事務所
岐阜県揖斐郡揖斐川町鶴見 6 5 3-1	徳山ダム資料棟（水と森の学習館）
岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪 3 0 0	栄町宿舎
岐阜県揖斐郡揖斐川町開田地内	貯木場
岐阜県揖斐郡揖斐川町東横山 1 3 3 0	横山ダム管理庁舎

2-2 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 2 7 日までとします。

業務履行の日は、担当職員に連絡し日程を調整したうえで実施するものとします。

2-3 履行範囲

（1）設備の保守点検

次の設備について機器点検（半年に 1 回）と総合点検（年に 1 回）を行うものとします。
対象とする機器の数量は、別紙消防設備一覧による。

1）徳山ダム管理所

- ① 消火器具
- ② 自動火災報知設備
- ③ 誘導灯及び誘導標識
- ④ パッケージ消火設備

2）揖斐川事務所

- ① 消火器具
- ② 自動火災報知設備

3）徳山ダム資料棟（水と森の学習館）

- ① 消火器具
- ② 自動火災報知設備
- ③ 誘導灯及び誘導標識
- ④ 消防機関へ通報する火災報知設備

4) 栄町宿舎

①消火器具

5) 貯木場

①消火器具

6) 横山ダム管理庁舎

①消火器具

②自動火災報知設備

③誘導灯及び誘導標識

(2) 消火器更新・自動火災報知設備撤去など

期限切れとなる消火器の取替・処分、ファンタジーホール内に設置されている火災報知器の撤去等を行うものとする。なお、作業に伴う発生材等は受注者にて適切に処理すること。

1) 横山ダム管理庁舎

①A B C 粉末消火器（蓄圧式）取替・処分 25本 ※詳細は「消防設備一覧」

②自動火災報知設備撤去 ※詳細は「消防設備位置図」

(3) 点検結果の消防署への報告を代行

第3節 一般事項

3-1 点検作業

本業務における点検は、適格な資格を有する作業員が実施するものとします。

3-2 補修等

本業務の結果、発見した不具合箇所については、担当職員に対し参考見積書等により報告を行うものとする。これにより、受注者が補修等を行うことと判断した場合、契約変更の対象とします。

3-3 提出図書

受注者は第2節2-3(3)の消防署への報告後に次の書類を提出してください。なお、消防法に定められた3年に1回の点検結果報告書の所轄消防署への提出については、発注者の名において

て受注者が代行し、副本を受領の上で、発注者に返納してください。

- ・消防用設備等点検結果報告書 各2部（所轄消防署提出用1部、発注者用1部）

- ・履行報告書 1部（点検・修理等を実施した設備名を記入し履行写真と共に担当職員に提出）

- ・業務完了届 1部

3-4 実施条件

(1) 本業務の実施に必要な機器等は、受注者において準備するものとします。

(2) 本業務の実施にあたって、既設設備及び構造物等に損傷を与えないよう十分注意してください。万一損傷を与えた場合は、ただちに担当職員に報告するとともに、受注者の負担において原状回復を行うものとします。

(3) 本業務の実施時間については、事前に担当職員と打合せを行い、開始日時を確認した上で実施するものとします。

3－5 疑義等

仕様書について疑義が生じた場合は、担当職員と協議のうえ決定します。

3－6 保証

本業務履行上の不備により発生したと認められる障害は、受注者の責任により速やかに修理を行うものとします。

3－7 その他

本業務の履行期間中に対象設備に障害等が発生した場合は機構の連絡により速やかに必要な処置を行うものとする。なお、この場合の費用については契約変更の対象とします。

—以上—

別紙「消防設備一覧」

1, 設備の保守点検

設置場所等			消火器 (A B C 粉末)	パッケージ消火設備・粉末タンク操作部共	自動火災報知設備								誘導灯及び誘導標識		消防機関へ通報する火災報知設備	書類作成（所轄消防署提出用）	
					受信機・中継器本体	感知器				受信機（P2級1回線）	地区音響装置	発信機	配線点検費・絶縁測定	片面型			両面型
						差動式スポット型	定温式スポット型	煙式スポット型（光電式）	差動式分布型								
徳山ダム管理所	管理所																
	地下	通路	2				5			2	1				1		
		避難口													1		
	1階	正面玄関	1										1				
		地下入口											1				
		発電機室	3														
		受変電室	2														
		管理人室			1												
		食堂	1														
		通路	1														
		西側				17				1							
	2階	東側				13	5	2		1	1						
		事務室			1												
		操作室	1														
		無線室	1														
		通路	1														
		西側				4											
		東側				12	4	2		2	1						
	3階	倉庫	1			14				2	1						
	屋外		2														
階段							2										
	エレベータ						1										
	小計	16	-	2	60	9	12	-	-	8	4	-	2	2	-	-	
	利水・水位低下用放流設備	5											2				
	小計	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	
	常用洪水吐き設備	2															
	小計	2	-	-	-	-	-			-	-	-	-	-	-	-	
	選択取水塔	2	2					5	1	2	2	1	2				
	小計	2	2	-	-	-	-	5	1	2	2	1	2	-	-	-	
	防災倉庫	1															
	小計	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
揖斐川事務所	1階	事務室			1												
		通路	2			18	5	1		1	1						
		倉庫				2											
		給湯室	1														
	2階				13	8				1	1						
		部屋	4														
		通路	1														
	屋外		1														
	階段						1										
	小計	9	-	1	33	13	2	-	-	2	2	-	-	-	-	-	
(徳山と森の資料棟)		正面玄関	1														
		トイレ前	1														
		コア倉庫	1														
		事務室			1										1		
		西側				6				1	1						
		東側				9	1	2		1	1						
		通路												1			
		避難口											5				
	小計	3	-	1	15	1	2	-	-	2	2	-	5	1	1	-	
栄町宿舎	1階	通路	1														
		部屋	2														
	2階	通路	1														
		部屋	2														
	小計	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
貯木場			6														
	小計	6		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
書類作成一式																9	
合計			50	2	4	108	23	16	5	1	14	10	1	11	3	1	9

別紙「消防設備一覧」

1，設備の保守点検

設置場所等		消火器（ＡＢＣ粉末）	パッケージ消火設備・粉末タンク操作部共	自動火災報知設備								誘導灯及び誘導標識		消防機関へ通報する火災報知設備	書類作成（所轄消防署提出用）	
				受信機・中継器本体	感知器				受信機（Ｐ２級１回線）	副受信機	地区音響装置	発信機	避難口誘導灯			通路誘導灯
					差動式スポット型	定温式スポット型	煙式スポット型（光電式）	差動式分布型								
横山ダム 管理庁舎	新庁舎	12			28	2	7		1		6	6				
	増築庁舎	10			23	5	3		1	1	3	3				
	ファンタジーホール	6											5	3		
	旧庁舎	11			15	6	4		1		3	3				
	屋外燃料タンク	4														
書類作成一式																1
計		43	-	-	66	13	14	-	3	1	12	12	5	3	-	1

2，消火器更新・自動火災報知設備撤去など

①ＡＢＣ粉末消火器（蓄圧式）取替・処分

粉末(ABC)蓄圧式 YA-10XⅢ		設置	取替数量・場所				
			計	1 F	2 F	3 F	その他
横山ダム 管理庁舎	新庁舎	12	4	4			
	増築庁舎	10	5	3		2	
	ファンタジーホール	6	5				5
	旧庁舎	11	11	2	1	7	1
	屋外燃料タンク	4	-				
	計	43	25	9	1	9	6

※詳細は、「消火器位置図」のとおり

②自動火災報知設備撤去

撤去する自動火災報知設備（ファンタジーホール内）は次のとおり

定温式スポット型感知器	個	4
炎感知器	個	6
地区音響装置	個	2
発信機	個	2

※詳細は、「消防設備位置図」のとおり

FAX: 0594-42-5020

(独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 経理課あて)

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年9月16日に交付された消防設備保守点検等業務の見積依頼書等
を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123 + 4 = 127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
 △△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123 + 4 + 1 = 128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
 ◎◎工業 が契約の相手方となる。